2019年12月6日

会費返金に関する規定

　大規模な災害発生時に会費返金を行うシステムを作成いたしましたので、ご報告いたします。

記

1. 下記の①～③に該当すること
	1. 役員会で返金を行うと決定した災害に被災した方
	2. 以下のいずれかに該当する方

A．被災による事業所閉鎖により離職した会員（災害時における雇用保険の特例措置を受けた者で証拠書類のコピーを添付）

B．自ら居住する住宅（自己所有、家族所有、借家）が、一部損壊以上の被害を被った会員（罹災証明書のコピーを添付）

C．その他、A～Bに準ずる被害を被った会員

* 1. 災害発生年度に会員であり、その年度の会費を納入済みであること

2．提出書類

　①会費免除申請書（所定の用紙）

　②証明書類コピー（上記Cの場合は理由書を添付）

3．提出方法、提出先および問い合わせ

　封筒の表面に**「会費返金申請書在中」**と明記の上、下記に郵送してください。

　一般社団法人日本ボバース研究会事務局

　〒536-0023　大阪府大阪市城東区東中浜2丁目1番23号

　栄泉第一ビル4階

　電話　06-6962-6722

　FAX　06-6962-9667

　E-mail　bobaken@nifty.com

業務の都合上、電話に出ることができない場合がございます。お問い合わせはなるべく事務局メールアドレスもしくは、FAXにてお願いいたします。

4．その他

返金を行う災害は役員会で決定の上、ホームページに掲載します。

ご提出いただいた書類を審査の上、返金を決定いたします。

必要に応じて、連絡をさせていただくことがございます。

提出書類を郵送後、半年を経過しても返金あるいは連絡がない場合には、お手数ですが上記までご連絡ください。

以上